

令和 8 年度

滝川市放課後児童クラブ（たきかわ学童クラブ）

利用申し込みのご案内

申し込み受付期間

- 年度当初（令和 8 年 4 月 1 日）からの利用開始及び利用継続
 - ➔ 令和 8 年 2 月 4 日（水）から令和 8 年 2 月 27 日（金）まで

- 年度途中の利用開始
 - ➔ 随時利用受付を行います。

※なお、定員に達しているときは利用待機の登録となる場合があります。



担当・お問い合わせ

滝川市健康こども未来部子育て応援課こども未来係

〒073-0032 滝川市明神町 1 丁目 5 番 32 号 滝川市保健センター内

電話：0125-28-8025（直通） FAX：0125-23-2486

メールアドレス：jidou@city.takikawa.lg.jp



たきかわ学童クラブの目的

学童クラブとは、児童福祉法に基づき、授業終了後や長期休業日、学校臨時休業日に保護者が就労等の理由で留守となる子どもたちを受け入れ、児童の安全を確保しながら、集団生活の場を通して児童の健全育成を目的としている事業です。

たきかわ学童クラブは、子どもたちが安心して過ごせる居場所を提供し、友達と楽しく遊びながら、様々な体験を通して成長できるよう支援しています。

また、学校や地域の団体と連携し、児童の健全育成と子育てしやすい環境づくりを目指しています。

利用対象となる児童

次のいずれにも該当する児童が利用対象となります。

- ・滝川市内の小学校に就学している児童
- ・保護者の就労などにより放課後や学校休業日に留守となる家庭の児童
- ・小学校の放課後にたきかわ学童クラブを利用する際、自分で登館できる児童

※ただし、第3学年以下の低学年を優先し、定員に達した場合は待機していただくことがあります。

利用できる世帯の要件

たきかわ学童クラブを利用できる世帯については、以下のいずれかに該当する必要があります。

要件	内容
(1) 保護者の労働	通勤時間等を考慮した上で、児童の下校時間に保護者が留守であること
(2) 保護者の妊娠・出産	産前・産後の労働基準法で定める休業期間に該当すること
(3) 保護者の疾病・障がい	病気、負傷、障がい等により、長期にわたり通院または入院、自宅療養していること
(4) 同居親族の介護・看護	親族等を常時介護または看護していること
(5) 就労を目的とした就学	就労を目的として職業訓練校や専門学校に通学しており、児童の下校時間に保護者が留守であること

※その他、特別な事情がある場合は、子育て応援課にご相談ください。

たきかわ学童クラブの概要

□ 開設日・開設時間

区分	開設時間
通常開設日（学校の授業日）	児童の下校時 ～ 午後 6 時 30 分
土曜日	午前 8 時 00 分 ～ 午後 5 時 00 分
学校の長期休業期間（土曜日除く）	午前 8 時 00 分 ～ 午後 6 時 30 分
学校行事等の振替休業日	

□ 通常開設日（学校の授業日）

小学校の開校状況が変更となる場合については、原則として次のとおり対応しますので、あらかじめご理解ください（悪天候時等への対応については、P 9 を併せてご確認ください）。

① 感染症等に伴い小学校が臨時休校の場合

たきかわ学童クラブは臨時休会となります。

② 感染症等に伴い学級（学年）閉鎖となる場合

通常どおり開設しますが、感染防止のため当該学級（学年）に在籍する児童は利用できません。

③ 小学校の下校時間が早まる場合

たきかわ学童クラブは開会時間を繰り上げて開設します。

※給食がない場合は、お弁当を持参してください。

□ 土曜日

通常の間設時間は午前 8 時 00 分から午後 5 時 00 分までとなりますが、通常開設日と同様に感染症等に伴い小学校の臨時休校期間にあたる場合は臨時休会となります。また、学級（学年）閉鎖期間にあたる場合は、当該学級（学年）に在籍する児童は利用できません。

□ 開会しない日（休業日）

区分	対象となる日
通常休業日	日曜日、祝日
	年末年始（12月29日から1月3日）
臨時休業日	感染症等に伴い小学校が臨時休校する日

□ 利用料金等について

区分	金額
利用料金	月額 3,000円
傷害保険料	年額 800円

※ 月途中の入会による利用料金の日割計算は行いません。

□ 利用料金の減額制度

次の区分に該当する場合は、利用料金の減額制度があります。

区分	減額内容
(1) 生活保護を受給する世帯	全額減免
(2) 市町村民税非課税世帯の内 ・ひとり親世帯 ・在宅障がい児のいる世帯	月額料金の1/2軽減
(3) 同一世帯で2子以上の児童が 利用する場合	年少の者 軽減なし 年長の者 月額料金の1/2軽減 その他の者 月額料金の1/3軽減

※ (1) 及び (2) の適用を受ける場合には、「滝川市放課後児童クラブ事業福祉料金適用申込書」の提出が必要です(市税に滞納がある場合は減額の適用はできません)。

※ (2) と (3) の両方の軽減制度に該当する場合は、それぞれの軽減を適用させます。

□ 利用料金の納入方法

① 口座振替による納入

- 口座振替が可能な金融機関はゆうちょ銀行に限ります。
- 「滝川市放課後児童クラブ事業利用承認申込書」に記載の保護者名義の口座から振替となります。
- 口座振替については、申し込みを行った翌月の振替から開始となりますので、それまでの間に納入する利用料については、市が発行する納入通知書で納入してください。なお、振替口座の変更にしても、申し込みを行った翌月から変更となります。
- 口座振替にかかる領収書は、預金通帳への記載によるものとしますので、別途領収書の発行は行いません。
- 残高不足により振替できないケースが散見されます。この場合、再度の振替はできないことから、後日、納入通知書をお渡ししますので、市内金融機関等で納入してください。
- ゆうちょ銀行への振替手数料として、1人につき1件10円が口座から引き落としされます。

② 納入通知書による納入

- 納入通知書をお渡ししますので、市内金融機関等納入通知書に記載の納入場所で納入してください。なお、納期内の納入にご協力をお願いします。
- 各学童クラブや休日・夜間等は市役所東側玄関窓口でも納入できますので、納入の際は納入通知書を持参してください。

■ 納入期限（口座振替日）

利用月	納入期限（口座振替日）	利用月	納入期限（口座振替日）
4月分	令和8年4月10日	10月分	令和8年9月30日
5月分	令和8年4月30日	11月分	令和8年10月30日
6月分	令和8年5月29日	12月分	令和8年11月30日
7月分	令和8年6月30日	1月分	令和8年12月28日
8月分	令和8年7月31日	2月分	令和9年1月29日
9月分	令和8年8月31日	3月分	令和9年2月26日

滝川市内の放課後児童クラブ

小学校区毎に次のたきかわ学童クラブを運営しています。

学校区	クラブ名	住所・電話番号
滝川第一小学校区	中地区学童クラブ	朝日町東2丁目2-4 TEL 0125-23-1909
滝川第二小学校区	北地区学童クラブ	滝の川町東2丁目1120-180 TEL 0125-24-7885
滝川第三小学校区	花月地区学童クラブ※	花月町2丁目5-1 TEL 0125-24-0792
西小学校区	西地区学童クラブ	西町6丁目1-15 TEL 0125-24-0492
江部乙小学校区	江部乙地区学童クラブ	江部乙町東11丁目13-1 TEL 0125-75-2585
東小学校区	東地区学童クラブ	東町5丁目9-11 TEL 0125-22-2966

※特定非営利活動法人メリーライズが運営しています。

利用申し込みの前に必ずお読みください

- ・ 利用の決定は申し込み順ではありません。
 - ・ 年度当初の受付期間を過ぎてからの申し込みについて、定員超過の状況によっては利用待機の登録となることがあります。
 - ・ 利用申し込み後に申し込みを取り下げる場合は、速やかに子育て応援課まで連絡をしてください。なお、3月10日を過ぎてからの取り下げについては、傷害保険の加入取消ができず、掛金800円の返金はできませんので、あらかじめご了承ください。
 - ・ 通年利用を原則とし、夏休みや冬休みなどの一時的な入会は受け付けておりません。
 - ・ 施設や備品等を故意に破損した場合は、修繕にかかる実費を保護者にご負担いただきます。
- ※ 下記の事項に該当した場合は、利用許可を取り消す場合があります。**
- ・ 利用基準を満たさなくなったとき。
 - ・ 児童厚生員の指示や制止を聞かず、他の児童または児童厚生員に対して危害を加えたとき。
 - ・ たきかわ学童クラブ内の備品や消耗品等を壊すなどの危険行動により、安全な運営が維持できないと認められたとき。
 - ・ 開設時間を過ぎてのお迎えが続くとき。
 - ・ 利用料を滞納し、督促に応じないとき

□ 受付期間

①年度当初（令和8年4月1日）からの利用開始及び利用継続

令和8年2月4日（水）から令和8年2月27日（金）まで

※期限を過ぎてからの申し込みについて、定員に達している場合は利用待機の登録となる場合があります。

②年度途中の利用開始

随時利用受付を行います。なお、定員に達している場合は利用待機の登録となる場合があります。

□ 提出書類

書類	必要数
(1) 滝川市放課後児童クラブ事業利用承認申込書【全員必要】 ・年度当初の申し込みの場合は、4月1日現在の状況を記入	児童1人につき1部
(2) 自動払込利用申込書【新規申し込みの場合】 ・口座振替により納入の申し込みを行う場合に提出 ・口座振替を継続する場合は、利用承認申込書の備考欄の項目にチェックを入れてください。	世帯につき1部

<p>(3) 添付書類（利用要件を確認するための書類）</p> <p>①就労証明書（企業等に勤務の方） 雇用（予定）期間が有期の方は、令和8年4月1日以降の証明が必要です。</p> <p>②自営業・農業申告書</p> <p>③病院の診断書 等</p>	<p>保護者の人数分 ※世帯につき各1部</p>
<p>(4) 滝川市放課後児童クラブ事業福祉料金適用申込書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・P3の利用料金の減額制度（1）若しくは（2）を申し込みする場合は提出してください。 ・令和8年1月1日時点で滝川市に住所を有していない方は、お住まいだった市区町村での所得課税証明書を添付してください。 	<p>世帯につき1部 ※該当する場合のみ</p>

※各種様式は市公式ホームページ（ページID：2071）からダウンロードできます。

※各書類の記入にあたり、鉛筆、シャープペンシル、消せるインクを用いたペンの使用は無効です。

□ 受付場所及び受付時間

たきかわ学童クラブの申し込み受付については、次のとおりとなります。

現在利用している方の更新の申し込みや新一年生の新規利用申し込みの内、現在たきかわ学童クラブを利用しているご兄弟がいる方については、施設で申し込みが可能です。

それ以外の新規利用申し込みにつきましては、子育て応援課で受け付けます。

受付場所	受付時間
滝川市健康こども未来部子育て応援課（滝川市保健センター内）	午前8時30分から午後5時15分まで（土日祝日除く）
利用する校区の学童クラブ	午後1時00分から午後6時30分まで（土日祝日除く）

□ 利用選考・決定

申し込み者数が受入可能数を超えた場合には、次の順に優先度を判定し利用及び利用待機を決定します。

(1) 低学年（1学年、2学年、3学年の順に優先します。）

(2) 同学年の場合

ア) ひとり親家庭

イ) 保護者の就業時間（学童クラブの開設日において留守となる日数や就労時間が多い家庭）

□ たきかわ学童クラブの利用について

たきかわ学童クラブを利用できる日と利用できる時間帯は、保護者が認められた利用要件（労働等）により実際に留守となる間となります。

仕事が休みで在宅している場合などは、利用をお控えください。

□ 児童のお迎え

たきかわ学童クラブでは、児童の安全確保の観点から、放課後の来館時を除き、土曜日や学校の長期休業期間等の利用時は保護者の送迎を基本としていますので、保護者または保護者に代わる人（祖父母や高校生以上の兄弟等）のお迎えをお願いします。なお、施設の駐車場内は送迎等で出入りする車両があることから、施設外は保護者等が必ず付き添いしてください。

午後 6 時 30 分までのお迎えが困難な場合は、「ファミリー・サポート・センター」事業（有料）により、保護者に代わって送迎を代行する制度がありますので必要に応じてご利用ください。

【ファミリー・サポート・センター TEL 0125-74-5179】

□ 欠席の連絡について

児童を安全にお預かりするために、利用予定の児童を把握し、来館されない場合は保護者へ確認のご連絡をすることから、欠席する場合は「コドモン」を利用し、次の時間までに各地区学童クラブへご連絡ください。

- ・学校登校日：当日の13時30分まで
- ・土曜日や長期休業日：当日の9時00分まで

□ 1日のプログラム

放課後等の時間において、児童の健全育成を図るため「遊び」、「学習」、「生活」を掛け合わせたプログラムを組んでいます。各地区学童クラブの利用人数や学年によってプログラムが変更になる場合もあります。

また、長期休業期間には子どもたちが様々な体験を行えるようにイベントの企画など工夫した運営を行っています。

学校登校日

時間	内容（例）	
下校時	○たきかわ学童クラブへ登館	・利用児童の出席確認、体調確認
	○自由活動	・児童室や体育室で同学年・異学年と自由遊び
15：30	○おやつ	
16：00	○一斉活動	・集団での遊びなど
17：00	○学習時間	・学校の宿題や自習、読書など
17：30	○自由活動	
18：30	○たきかわ学童クラブ退館	

長期休業期間

時間	内容（例）	
8：00	○たきかわ学童クラブへ登館	・利用児童の出席確認、体調確認
9：15	○学習時間	・学校の宿題や自習、読書など
10：00	○一斉活動	・学童クラブで企画するイベントなど
12：00	○昼食	
13：00	○自由活動	・児童室や体育室で同学年・異学年と自由遊び
15：00	○おやつ	
15：30	○自由活動	・児童室で同学年・異学年と自由遊び
18：30	○たきかわ学童クラブ退館	

□ おやつについて

- ・おやつは保護者が夕食に影響のない程度の量を用意してください。
- ・1週間分のおやつを預かりますので、賞味期限等を考慮していただき、氏名入りの袋に入れてください。
- ・おやつは学校に持っていきませんので、お迎えの際などに補充してください。
- ・イベントなどで簡単なおやつ作りを行う場合もありますので、アレルギーがある場合は、利用承認申込書に記入してください。

□ 持ち物について

- ・水筒
- ・学習用具

[土曜日・長期休業期間]

- ・昼食（常温での保管になりますので、特に夏期は食中毒に留意したものにしてください）

[施設に置いておけるもの]

- ・上靴
- ・着替え一式（トレーナー・ズボン・パンツ・シャツ・靴下・汚れものを入れるビニール袋などを袋に入れて用意してください。）

※取り違え等を防止するため、すべての持ち物に氏名を記入してください。

□ 市内小学校臨時休校等における対応について

台風の接近・通過及び大雪等で小学校が臨時休校となる場合や、災害発生の危険が高いと判断した場合の放課後児童クラブにつきましては、以下の対応とさせていただきます。

【通常の学校登校日の場合について】

小学校が臨時休校または途中下校等となる場合は、原則として次のとおりとなります。

学校の対応	放課後児童クラブ	児童館・放課後子ども教室
① 学校が朝から休校の場合 (終日休校)	<u>開所しません</u>	臨時休館
② 学校の授業が途中で打ち切りになり、 <u>保護者に迎えを依頼する場合</u>	<u>開所しません</u>	臨時休館
③ 学校の授業が途中で打ち切りになるが、 <u>保護者に迎えを依頼しない場合</u>	通常開所	通常開館
④ 学校の授業が遅れて開始した場合	通常開所	通常開館
⑤ 学童クラブ登所後に各種警報等が発表された場合	<u>状況により早めの迎えを保護者に依頼する場合があります。</u>	状況により、早めの休館等の対応を行う場合があります。

【土曜日、長期休業時、学校行事の振休等で小学校が休みの場合について】

土曜日や長期休業時等の場合は、原則として次のとおりとなります。

状況	対応
① 前日から危険性が高いと判断できる場合	<u>開所しません</u> 原則として前日の18:30までに判断し、ご連絡します。
② 急遽、当日の判断となる場合	急遽、 <u>開所しない</u> とする場合は即座に判断し、ご連絡します。 ※想定する例としては、夜中から朝方の地震で停電など
③ 不審者や熊の出没情報が出た場合	<u>通常開所</u> ※必ず保護者等が送迎の上、登所してください。

その他

- ① 滝川市の学童クラブでは、令和7年度より「コドモン」を導入し、保護者の方がご自分のスマホで、緊急の連絡や、お子さんの登館時刻などをご確認いただくことができるようにしています。欠席の連絡なども行うことができる専用アプリのご登録にかかるご案内は、別途配布しますので、ぜひご利用ください。
- ② 学童クラブの利用中に、お子さんが習い事などのために外出し、再度登館する場合における外出中の安全確保は保護者の責任によることとし、事前に途中外出する旨を学童クラブ職員に必ずお知らせください。また、途中外出における経路が通常の通学路と異なる場合には、傷害保険の適用対象外となりますので、あらかじめご承知おきください。
- ③ おもちゃやシール、ゲーム機など学校生活に必要なもの、紛失して困るものは持参を認めていません。
- ④ 職員は駐車場内の見守りは行いません。駐車場内での事故・盗難等については責任を負いかねますので、送迎のわずかな時間でも安全に気持ちよくご利用いただくために皆様のご協力をお願いします。
- ⑤ ご不明な点は、子育て応援課、または各地区学童クラブへお問い合わせください。